

## 商工会館使用に関するガイドライン

久御山町商工会

### ●当分の間

町内事業者に限り使用を認める。

使用は週2日以内とし、連続の使用は認めない。

夜間及び料理実習室の使用については認めない。

### 1. 使用者の安全確保

・ 以下の場合、入館を制限

- ① 37.5度以上の発熱
- ② 平熱+1度超過した場合
- ③ 息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさがある場合
- ④ 軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合
- ⑤ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- ⑥ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

・ 使用者全ての氏名及び緊急連絡先を把握するため、代表者は別添の「チェックリスト」を提出するとともに、「使用者連絡先リスト」（様式は問わない）を作成すること

※使用者連絡先リストは代表者が概ね1ヶ月は保管すること

・ 各室の使用人数は別表（使用可能人数一覧）のとおりとする

・ 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指消毒を実施すること

・ 他の使用者、当会職員等との距離（できるだけ2m以上）を確保すること  
（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）

・ 対面による会話、大声での会話をできる限り避けること

・ 換気を行うこと（30分に1回程度）

・ 当分の間、食事はしないこと（マイボトルによる水分補給は除く）

・ 使用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、事務局に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告し、必要に応じて使用者連絡先リストを提出すること

・ 感染者が使用していた場合、ただちに貸出禁止とする

## 2. 職員の健康管理

- ・出勤前の検温を行い、37.5度以上の発熱・平熱+1度超過した場合や、息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさや、咳・咽頭痛などの症状がある場合は、必要に応じて医療機関、保健所等の受診を促す。
- ・咳エチケット、マスクの着用、手洗い・手指の消毒を徹底して実施する。
- ・職員等に感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

## 3. 会館の環境に係る注意事項

- ・使用の制限を行い、使用にあたってのルール（ガイドライン）を策定する。
- ・他者と共有するドアノブ等、手が触れる場所の消毒を徹底する。

### 使用可能人数一覧

施設名	使用可能人数
講演会等研修室	15
青年部研修室	15
女性部研修室	6
特産品等展示施設（1階）	10

## チェックリスト

●使用前に全員の健康状態を確認いただき、下記のチェックリストを作成してください。

当日を含む使用前2週間	平熱を超える発熱	有 ・ 無
	咳、のどの痛み等風邪の症状	有 ・ 無
	だるさ、息苦しさ	有 ・ 無
	嗅覚や味覚の異常	有 ・ 無
	体が重く感じられる、疲れやすい等	有 ・ 無
	新型コロナウイルス感染症陽性者との濃厚接触	有 ・ 無
	同居家族や身近な知人に感染の疑い	有 ・ 無
過去14日以内に政府から入国制限されている国や地域への渡航又は 該当者との濃厚接触	有 ・ 無	

※「有」に該当する項目がある場合は使用をご遠慮願います。